有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件案に関する御 意見募集の結果について

> 令和5年3月30日 厚生労働省労働基準局労働関係法課

令和5年1月13日(金)から令和5年2月11日(土)までの間、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件案(概要)に関して御意見を募集したところ、3通の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下のとおり取り まとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみ を公表させていただいておりますので御了承下さい。

今回御意見をお寄せいただいた方々のご協力に、厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
直接的な契約関係にある個別の労働	労働基準法に基づく労働条件の明示は労
に対して労働条件の説明は必要だが他	働者本人に対して行われます。
の労働者に開示することは避けるべき	
である。	
「当該有期労働契約の変更又は更新	本改正案への賛成のご意見として承りま
に際して、通算契約期間又は有期労働契	す。
約の更新回数について、上限を定め、又	
はこれを引き下げようとするときは、あ	
らかじめ、その理由を労働者に説明しな	
ければならないこととする」という記述	
を支持します。	
(1) 改正の概要①について	(1)
は田本ぶ 大地労働却処の強分吐に	ナルフタンナンナフ畑中の説明は、労働者

使用者が、有期労働契約の締結時に 明示した通算契約期間又は契約更新回 数を、その後の契約変更又は更新時に 修正し、新たに上限を定めたり、これ を引き下げようとする場合、①にある とおり「あらかじめ、その理由を労働 者に説明しなければならないこととす

本改正案における理由の説明は、労働者からの求めの有無に関わらず行うこととされます。

また、労働条件の変更について、原則として、使用者は労働者と合意することなく、一方的に就業規則を変更して労働条件を不利益に変更することはできず、就業規

る」のは当然必要な措置であり、労働 者からの証明書の請求等を要件とせず に行うものとすべきである。

ただし、「『理由』を説明する程度 で、当初の契約変更は可能」と使用者 に受けとめられることがないよう、上 記のような労働条件の不利益な変更 は、「労働者の雇用継続、契約更新に対 する合理的な期待を侵害するものであ り、本来あってはならないものであ る」との趣旨の指摘が、前段に明記さ れるべきである。その上で、法的に保 護されるべき労働者の合理的な期待を 覆さざるをえない重大な事態が、事実 としてあることが、当然、求められる ことを周知するべきである。なぜな ら、労働相談事例では、「業務が終了す るから」「事業縮小するから」などと言 いながら、同じ業務について求人をし ていたり、事前の指摘や改善を促す指 導もなかったのに突然「能力不足」を 持ち出して契約更新を拒否することが 珍しくないからである。

(2) 改正の概要②について

無期転換後の労働条件について、いわゆる「通常の労働者(正社員)」との関係で均等・均衡をはかる場合の法的根拠としては、労働契約第3条第2項だけでなく、パート有期労働法第8条、第9条が適用されるケースもあるため、基準において、そのような記述とするべきである。

(3) 改正の概要(3)について

則の変更により労働条件を不利益に変更する場合の有効性は、労働契約法第 10 条の定めに基づき、最終的には司法において判断されますので、その周知に努めてまいります。

本改正案は、その上で、更新上限の事後的な導入等はその時点で契約更新の期待を有している労働者に不利益を生じさせ、紛争の原因となりやすいことから、紛争の未然防止の観点から理由の説明を課すこととするものです。

(2)

無期転換後も短時間労働者についてはパート有期労働法の適用対象となり、当該労働者に対しては、当然に同法に基づく均等・均衡待遇が求められます。

本改正案は、労働者がフルタイム無期契 約労働者である等、パート有期労働法の適 用対象とならない場合も含め、無期転換後 の労働条件を明示する際に使用者が努める べき内容を定めるものです。

(3)

改正にあたっては、契約内容に関する 労使間の認識の違いからくるトラブル の防止にとどまらず、有期労働契約の濫 用の防止、雇用の安定を図るための観点 の規定や記述を盛り込むべきである。 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに 関する基準は、労働基準法第14条第2項に 基づき、「期間の定めのある労働契約の締結 時及び当該労働契約の期間の満了時におい て労働者と使用者との間に紛争が生ずるこ とを未然に防止するため、使用者が講ずべ き労働契約の期間の満了に係る通知に関す る事項その他必要な事項についての基準」 を定めるものです。

有期労働契約の濫用の防止及び雇用の安 定を図るための観点に関するご意見につい ては、今後の施策の検討の参考とさせていた だきます。